様式第1号（第4条関係）

　　年　　月　　日

成年後見制度利用支援事業助成申請書（審判請求費用）

瀬戸内市長　様

　後見等の開始等の審判請求に係る費用の助成を受けたいので、瀬戸内市成年後見制度利用支援事業実施要綱第4条の規定により次のとおり申請します。なお、この助成金の交付決定に当たり、市が、申請者及び世帯員の収入の状況、市税等に関する課税資料等を調査し、及び確認することに同意します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （成年被後見人等）申 請 者 | ふりがな |  |
| 氏　　名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 住　　所 | 〒　　　―　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　（　　　　）　　　　　 |
| 後見等の類型 | 後見　・　保佐　・　補助 | 世帯状況 | 単身世帯 ・ 2人以上世帯 |
| （成年後見人等）代 理 人 | ふりがな | 　 |
| 氏　　名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 住　　所 | 〒　　　―　　　電話番号　　　（　　　　）　　　　　 |
| 申請者との関係 | 成年後見人 ・ 保佐人 ・ 補助人 | 職業 | 　 |
| 申請資格 | 1　生活保護受給者（受給開始日　　　　　年　　月　　日～）2　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者3　資産等の基準を満たす者 |
| 申 請 額 | 円 | （内訳） | 収入印紙円 | 切手円 | 診断書円 |
| 精神鑑定円 | その他円 |  |

※成年被後見人等とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人をいいます。

※成年後見人等とは、成年後見人、保佐人、補助人をいいます。

※保佐人、補助人は、代理権が付与されているか、受領を委任されていることが必要です。

【添付書類チェックリスト】

（提出必須書類）

□後見等開始の審判書謄本の写し

□審判確定がわかる書類（登記事項証明書の写し又は裁判所が発行する審判確定証明書の写し）

□審判確定後に裁判所に提出した後見等事務報告書、収支状況報告書及び財産目録等の写し

□支出証拠書類（領収書、切手返還書、精神鑑定費用保管金受領書等）

□現況報告書

（生活保護受給者）

□生活保護受給証明書

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者）

□本人確認証の写し

（資産等の基準を満たす者）

□源泉徴収票の写し等収入のわかるもの

□収入・資産等申告書（様式第3号）及び添付書類（預金通帳、預金証書、有価証券等の写し）

※預金通帳については、申請日時点の残高がわかる箇所の写しを添付

※世帯員がいる場合は、世帯員全員の上記書類も提出

□介護保険証又は障害福祉サービス受給者証の写し

（代理権のない保佐人・補助人が申請する場合に提出する書類）

　□委任状

（その他）

　　□その他市長が必要と認める書類